

●香川県広域水道企業団告示第6号

平成30年香川県広域水道企業団告示第22号（香川県広域水道企業団情報公開条例に基づき企業長が定める公開の方法及び手数料の額）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月21日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
方	金 額	方	金 額
録音カセットテープ（ <u>日本産業規格C5568</u> に適合する記録時間120分のものとする。）に複写したものの交付	略	録音カセットテープ（ <u>日本工業規格C5568</u> に適合する記録時間120分のものとする。）に複写したものの交付	略
ビデオカセットテープ（ <u>日本産業規格C5581</u> に適合する記録時間120分のものとする。）に複写したものの交付		ビデオカセットテープ（ <u>日本工業規格C5581</u> に適合する記録時間120分のものとする。）に複写したものの交付	